

2023年11月30日

各位

会社名 株式会社ANAP
代表者名 代表取締役社長 家高 利康
(コード: 3189・東証スタンダード)
問合せ先 専務取締役 管理本部長 竹内 博
電話番号 03-5772-2717

上場維持基準への適合に向けた計画書について

当社は、2023年8月期において、株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の定める東証スタンダード市場の上場維持基準を充たしていなかったことから、下記のとおり、上場維持基準への適合に向けた計画書を作成しましたのでお知らせいたします。

記

1. 当社の上場維持基準の適合状況及び計画期間

当社の2023年8月期における東証スタンダード市場の上場維持基準への適合状況は、下表のとおりとなっており、「流通株式時価総額」及び「純資産」が基準を充たしておりません。

2023年10月13日付で公表した「事業再生ADR手続及び株式会社ネットプライスとのDIPファイナンスに係る契約締結に関するお知らせ」のとおり、事業再生ADR手続を利用して関係当事者である金融機関の合意のもとで、今後の事業再生に向けた強固な収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を目指しており、2023年12月26日開催予定の第3回債権者会議において承認を得るべく事業再生計画案を策定中であります。

流通株式時価総額の改善に向けた計画期間は、現状の株価水準を考慮し、後述する課題に対する取り組みを実践することで業績の回復を図り、市場での評価を得ることで改善を目指すものとし、2024年8月末といたします。

純資産基準の改善に向けた計画期間は、現在進行中の事業再生ADR手続において資本政策を定中であり、2023年12月26日開催の第3回債権者会議において決議される予定のため、保守的にコロナ特例による改善期間の延長を受けて、2025年8月末といたします。

	株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式時価 総額 (円)	流通株式 比率 (%)	純資産基準 (百万円)
当社の状況 (2023年8月31日時点)	3,643	29,021	780,458,342	53.0	△893
上場維持基準	400	2,000	1,000,000,000	25.0	正であること
計画書に記載の項目			○		○
計画期間			2024年8月末		2025年8月末

※当社の適合状況は、東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

※流通株式時価総額は、事業年度の末日等以前3か月間の日々の最終価格の平均値で算出しております。

※純資産基準については、当社の業績悪化が新型コロナウイルス感染症の影響に起因すると認められたため、

有価証券上場規程施行規則第725条の規定を適用され、同第501条第7項第5号で定める改善期間が、通常の1年間から2年間に延長されております。

2. 上場維持基準の適合に向けた取り組みの基本方針、課題及び取り組み内容

(1) 基本方針

当社は、東証スタンダード市場の上場維持基準の適合に向け、「流通株式時価総額の向上」及び「純資産の改善（債務超過の解消）」を実現すべく、事業再生に伴う収益体質の確立と財務体質の抜本的な改善を基本方針といたします。なお、本基本方針に則った事業再生計画を前述の事業再生ADR手続において策定中であり、確定次第適時開示してまいります。

(2) 課題

上場維持基準の適合に向けた課題は、以下の通りです。

① 流通株式時価総額の向上

流通株式時価総額を向上させるためには、株価の上昇、流通株式比率の向上等が考えられます。当社といたしましては、現在の株価水準に鑑み、株価の上昇により流通株式時価総額の向上を図ってまいります。そのために、後述（3）の取り組み内容を実践することで業績の向上を図り、積極的なIRも実施し、株式市場における当社評価を向上させることで、時価総額の増大に繋がりたいと考えております。

② 純資産額の向上（債務超過の解消）

2020年以降の新型コロナウイルス感染拡大により、店舗事業においては人流の制限による影響を受け、インターネット販売事業においては競合の増加や消費者ニーズの変容によりそれぞれ売上高が減少いたしました。また、海外への渡航が制限され効率的な仕入れが出来なかったことなど、複合的な要因から長期に亘って業績が低迷し4期連続の赤字となるに至りました。店舗事業においては、様々な制限が緩和・解除されたことで回復の兆しが見えてきた一方、インターネット販売事業においては依然厳しい状況が継続しております。

当社は、主要事業の立て直しと資本増強を主な目的として、2022年10月に第三者割当増資により167百万円調達いたしました。同時に実施した第三者割当による新株予約権の発行で約700百万円の調達を見込んでおりましたが、株価低迷により新株予約権は行使されず期待していた調達が出来なかったことから、インターネット販売事業の広告費等への投資資金が得られなかったため業績回復の施策が充分に行えませんでした。新株予約権の発行のもう一つの目的であった資本の拡充もなされず、2023年8月期第2四半期において債務超過となって以降、その額が拡大していきました。結果として、2023年8月末現在で893百万円の債務超過となり、この状況を解消すべく事業再生ADR手続の中で取引金融機関の合意のもとで、資本政策も含めた事業再生計画を策定中であります。

(3) 取り組み内容

前項の課題を解決すべく以下のとおり取り組んでまいります。

① 原価率の低減

コロナ禍において、サプライチェーンの停滞から海外での直接仕入の比率が低下し、国内商社を中心に仕入れることで原価が上昇傾向にありました。コロナ禍も収束に向かいつつある中、海外での直接仕入れを増加させることで原価率低減を図ってまいります。同時に海外工場との直接取引への取り組みも積極的に行うことで、原価率の低減を図ると共に、当社独自の商品を増やすことで他社との差別化も図ってまいります。

② ブランド力の向上

当社の主要ブランド及びサブブランドについて、顧客対象とする年齢層やテイスト等で再整理し、よりターゲットを明確にした商品展開を図ってまいります。また、海外のテイストを取り入れた新ブランドの展開も積極的に行ってまいります。このような新たな戦略でブランド力の向上に努め、店舗・インターネットを問わず販売力の向上に繋げてまいります。

③ 店舗販売事業の向上

現在35店舗を展開しておりますが、各店舗の収益性を見極めたうえで、赤字店舗の閉鎖と優良な立地での出店に注力してまいります。また、慢性的な店舗の人員（販売員）不足を解消すべく、地域での新卒採用の実施などにも継続して取り組んでまいります。

④ インターネット販売事業の再生

最盛期には全体売上の60%程度を占めておりましたが、コロナ禍での競合の増加やサブライチェーンの停滞、消費者嗜好の変容などから厳しい状況が継続しております。SNSなど新たな広告手法への積極的な取り組みやECシステムの見直しなどを図り、恒常的に収益が出せる事業に再生してまいります。

⑤ 財務体質の改善

事業再生ADR手続において第三者割当増資等の資本政策を実施することで債務超過の状況を解消し、中長期的に安定した財務体質への強化を図るべく協議してまいります。

以 上